

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

**「JPM資産分散ファンド」
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「JPM資産分散ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、後記のとおり、投資信託約款の変更（以下「当信託約款変更」といいます。）を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、現行信託法（平成 19 年 9 月 30 日施行）の施行に伴う改正以前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第 30 条第 1 項の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

当信託約款変更に関する異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

敬具

＜記＞

1. 予定している当信託約款変更の内容および変更理由

当ファンドがその受益証券を主要投資対象とする 7 つの親投資信託のうち、「JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「ジャパンマザーファンド」といいます。）の純資産総額が、平成 24 年 2 月に適切な運用を継続することが困難な水準まで減少することが想定されています。その理由は、ジャパンマザーファンドを主要投資対象とする他の弊社設定の投資信託（以下「他ファンド」といいます。）において適切な運用を行うのに必要な信託財産額を維持する目的で弊社自身が取得した、他ファンドの受益権を、やむを得ない事情により平成 24 年 2 月に解約することを予定しているためです。ジャパンマザーファンドの信託財産の大部分は、弊社が現在保有している他ファンドの受益権にかかる資金が投資されているものであり、弊社が保有する他ファンドの受益権の解約は、ジャパンマザーファンドの信託財産の大幅な減少につながることを予想されます。

そのため、ジャパンマザーファンドの受益証券を主要投資対象から除外し、それに代わって、ジャパンマザーファンドと同様に日本の株式を主要投資対象とする親投資信託「JPM ジャパン・フォーカスマザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」（以下「フォーカスマザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象に加える変更を行います。なお、当該変更に伴う移行措置として、変更直後より短期間、ジャパンマザーファンドの受益証券を引き続き少額保有します。

ジャパンマザーファンドの運用手法は「行動ファイナンス理論^{*1}」に基づき主に日本の株式を機械的に分析し銘柄を選定するものですが、フォーカスマザーファンドは、同様に日本の株式を主要投資対象とするものの、その運用手法は「企業取材^{*2}」を通じた長期業績予想から株価の割安度合いを判断し、銘柄を選定するものである点が異なります。

* 1 「行動ファイナンス理論」とは、人間の心理が投資判断や金融市場に与える影響を探求する学問です。人間は、将来が不確実な環境下では必ずしも合理的な判断をすることは限らないとの論点に立ちます。

* 2 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

フォーカスマザーファンドの運用手法は以下のとおりです。

- ①業種別の専任アナリストが、徹底した企業取材（平成 22 年実績約 3,800 件）等を通じて、各企業の長期業績予想を行います。
- ②①の長期業績予想をもとに、配当割引モデル^{*}により調査対象銘柄を業種にかかわらずランキングし、割安（魅力）度を測り、客観的な比較を行います。
 - * 「配当割引モデル」は、銘柄の割安度・魅力度を客観的に測る物差しです。
- ③②でのランキングの高い（割安な）銘柄を原則として組み入れます。また、定性的な側面（経営者の質、銘柄にまつわる様々なニュース等）、流動性等の市場環境等を総合的に判断し、投資比率や投資タイミングを決定します。

また、投資対象を明確にするため所要の変更を行います。

※ 具体的な規定の変更内容につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

2. 手続きおよび日程

①受益者への交付書面(本書面) 発送日・	: 平成 23 年 12 月 22 日
公告日	
②異議お申立て期間	: 平成 23 年 12 月 26 日から平成 24 年 1 月 26 日まで
③当信託約款変更の実施の決定日	: 平成 24 年 1 月 27 日
④当信託約款変更の日	: 平成 24 年 2 月 3 日 (予定)
⑤当信託約款変更の効力発生日	: 平成 24 年 2 月 24 日 (予定)

前記①の時点の受益者は、前記②の異議お申立て期間中に、弊社に対し、旧投信法第30条第2項から第4項までの規定に基づき、当信託約款変更に対する異議のお申立てができます。異議お申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませよう願いたします。

なお、当信託約款変更に関する異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

前記において、異議お申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年12月22日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、平成24年2月24日を当信託約款変更の効力発生日とし、当信託約款変更を行います。

なお、異議お申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年12月22日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、当信託約款変更は行いません。この場合、当信託約款変更を行わない旨を、前記の異議お申立て期間終了後、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

平成23年12月22日時点で発行されている受益権の取得には、平成23年12月20日までの取得申込受付を要することとされているため、平成23年12月21日以降の取得申込み分については、前記の異議お申立ての権利はございませんので、ご了承ください。

3. 異議お申立ての方法について

予定しております当信託約款変更に関する、異議のある受益者の方は、**書面**に後記(2)の内容をご記入の上、**平成 24 年 1 月 26 日 (木) 必着で、封書にて**、後記(1)の宛先へご郵送くださいますようお願い申し上げます。

(1) 宛先 〒100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 宛

(2) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名(自署・押印) *または法人名(記名・押印) * ③電話番号(日中連絡先)
④当ファンド名称
⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有受益権口数**
⑥当信託約款変更に対し反対する旨

* 取扱販売会社における口座名義人をご記入のうえ、取扱販売会社への届出印をご押印ください。

** 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方は、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。

(注1) 前記の記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(注2) 異議お申立てを行った受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注3) 取得した個人情報、当信託約款変更の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針については、

<https://www.jpmmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Privacy>に掲載されています。

4. 異議お申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

当信託約款変更が決定した場合には、これに異議お申立てをされた受益者は、後記の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について、当ファンドの信託財産（以下「当信託財産」といいます。）による買取りを請求することができます。また、買取請求の受付は、平成24年2月3日から同年2月23日までに必要書類を受託会社が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求手続きをしなければならないということではありません。

（買取請求手続き）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①異議お申立てをされた受益者に対し、弊社より「買取請求のご案内」を発送 ②買取請求必要書類の記入 ③取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ ④取扱販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付 ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理および当信託財産による買取りの実行 ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み |
|---|

前記の買取請求手続きは、当信託約款変更に対して異議お申立てをされた受益者が、旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。当該価額は、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される当ファンドの基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額の0.02%）を控除したものとす旨、受託会社からご提示させていただく予定です。

なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには、通常解約請求より日数を要する可能性があります。また、振込手数料は買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。（通常解約請求の場合には、当該負担はありません。）

取扱販売会社においては、前記の異議お申立て期間中および買取請求の受付期間中も、異議お申立ての有無にかかわらず、通常通り、追加設定および解約のお申込みを受付いたします。ただし、前記の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みをすることはできなくなりますので、ご注意ください。

当信託約款変更についてのお問い合わせは以下へお願いいたします。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

Tel:03(6736)2350 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上

別添

信託約款の新旧対照表

変更後	変更前
運用の基本方針等	運用の基本方針等
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象	(1) 投資対象
以下の7つの親投資信託（以下それぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。	以下の7つの親投資信託（以下それぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
イ. <u>JPM ジャパン・フォーカス・マザーファンドII（適格機関投資家専用）</u>	イ. <u>JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）</u>
ロ. JPM コクサイ・ダイナミック・マザーファンドII（適格機関投資家専用）	ロ. JPM コクサイ・ダイナミック・マザーファンドII（適格機関投資家専用）
ハ. JPM エマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）	ハ. JPM エマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）
ニ. JPM 日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）	ニ. JPM 日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）
ホ. JPM 世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）	ホ. JPM 世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）
ヘ. JPM 米国高利回り社債マザーファン	ヘ. JPM 米国高利回り社債マザーファン

<p>ド (適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用) なお、平成24年2月24日より短期間、親投資信託であるJPMジャパン・マザーファンド (適格機関投資家専用) の受益証券を少額保有します。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>ド (適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)</p> <p>(2) (3) (略)</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類) 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産 (投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。) イ. 有価証券 ロ. 約束手形 (上記イに該当するものを除きます。) ハ. 金銭債権 (上記イまたはロに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。) 2. 為替手形</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類) 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。 1. 有価証券 (金融商品取引法第2条第1項または同条第2項に定めるものをいいます。以下同じ。) 2. 為替手形</p>
<p>(運用の指図範囲等) 第16条 (略) 1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。) イ. JPMジャパン・フォーカス・マザーファンドII (適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンドII (適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド (適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド (適格機関投資家専用) ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド (適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用) 以上の親投資信託のそれぞれを以下「マザーファンド」といいます。なお、平成24年2月24日より短期間、親投資信託であるJPMジャパン・マザーファンド (適格機関投資家専用) の受益証券を少額保有しますが、その保有している間は当該親投資信託も以下においてマザーファンドの一つとみなします。 (以下略)</p>	<p>(運用の指図範囲等) 第16条 (略) 1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託 (以下それぞれを「マザーファンド」といいます。) の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。) イ. JPMジャパン・マザーファンド (適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンドII (適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド (適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド (適格機関投資家専用) ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド (適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用) (以下略)</p>